

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三条市長 滝沢 亮

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 三条市<br>(152048)                |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 三条2<br>(上須頃、下須頃、大島、荻島、代官島、井戸場) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6 年 12 月 27 日<br>(第 1 回)    |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・農用地区域内の農地面積のうち、認定農業者が占める割合は57%。経営面積別では、5～10haの経営体が占める割合が6%、10ha以上の経営体が占める割合が28%(R6.10.1現在)。  
 ・須頃地域は、水稻と野菜の複合経営が比較的多い。法人組織は1経営体  
 ・商業開発等で農地の減少が進んでいる。  
 ・大島地域は、県内有数の果樹生産地域。専業農家が多く、果樹単一、果樹＋水稻経営、野菜経営など、形態は様々。  
 ・果樹栽培は、堤外地の活用も多く、将来的に生産量を確保していく面で課題がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・水田農業の収益増加を図るため、地域全体として生産コストの削減に向けて、地域の話合い等を契機とした担い手への集積・集約化を進めていく。  
 ・主食米の食味、品質の確保に向けて、気象変動に対応した基本技術の習得を図っていく。  
 ・直売所を始めとした、より需要が見込め、収益性の高い園芸作物の導入、拡大を推進していく。  
 ・県内有数の果樹生産地の発展に向け、新たな担い手の受け入れ体制づくりに取り組むとともに、桃シンプル栽培や梨ジョイント栽培等の新技術の普及や新品種の導入を図る。  
 ・販売面では、市場流通のほか、直売所やインターネットでの販売、6次化、認知度向上や消費者交流など多様な角度からの取組を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 285 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 285 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行なわれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                           |
| ・地域での話し合いが促進されるよう、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員と行政、農業協同組合、土地改良区等、関係機関、団体が連携し、情報提供等のサポートを行い、計画的な担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいく。            |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                           |
| ・担い手を始めとする地域の農業者の将来的な営農への意向を、地域の話し合いや農業委員、農地利用最適化推進員の活動などで確認を行っていく中で、農地バンクの活用を推進していく。                                      |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                            |
| ・農業生産基盤の適正な維持を図るため、農業用水利施設等の更新等の事業を計画的に行っていく。                                                                              |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                       |
| ・県、市、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関、団体が連携して、新規就農、経営拡大・改善、技術向上、農地斡旋など、様々な相談に対応し、地域農業の維持・発展を図っていく。                                     |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                        |
| ・水稲では、農業共済組合に共同防除作業の委託が行われている。引き続き、各農業者の経営方針に基づき、作業の効率化や合理化を図っていく。<br>・また、法人や生産組合、大規模農家等への作業委託についても検討・実施し、経営や作業の効率化を進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                                 |                                             |                                              |                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等              | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関、団体等が連携し、有害鳥獣の捕獲・駆除を地域と一体となって取り組み、野生鳥獣による被害の防止・軽減を図る。
- ②関連団体との連携を通じ、環境保全型農業直接支払交付金等の事業を活用しながら、有機栽培や特別栽培の推進を図っていく。
- ③各種団体等が行うスマート農業の体験機会などを通じて、それぞれの経営に応じたスマート農業の普及に取り組む。
- ④輸出にノウハウのある事業者等との連携を通じ、新たな需要の獲得や付加価値の向上に向けて、販路開拓に取り組む。
- ⑤担い手の受け入れ体制づくりや新技術の普及、新品種の導入を図るとともに、販売促進や6次化、認知度向上、消費者交流などの取組を進める。
- ⑦関係機関、団体等が連携し、耕作放棄地の解消に向けて、受け手の確保等に取り組む。
- ⑧多面的機能直接支払交付金等を活用した共同活動や、計画的な土地改良事業の実施により、適正な農業生産基盤の維持を図る。